

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則
- 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 技能検定試験手数料の金額の一部改正
- 令和五年度県統計調査の実施
- 指定居室サービスの事業の廃止
- 知事指定薬物の指定の失効
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 特定計量器定期検査
- 家畜検査の実施
- 豚熱予防注射の実施
- 道路の供用開始
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造

行政改革推進室

畜産課

労働雇用政策課

統計分析課

指導監査室

医薬安全課

障害福祉課

工業技術センター

畜産課

道路整備課

都市計画課

建築指導課

計算適合性判定機関からの変更の届出

【公告】

- 県営土地改良事業計画の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【監査公表】

- 令和四年度の監査の結果に基づき講じた措置の公表
- 財政的援助団体等に係る令和四年度の監査の結果の公表
- 令和三年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

【教育委員会】

- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
- 学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
- 県費負担教職員の職の設置等に関する規程の一部改正

耕地課
建築指導課

監査事務局

教育委員会

〃

〃

〃

〃

〃

<p>○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 (以上県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
<p>〃 〃</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第三十九号

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岡山県地方独立行政法人法施行細則（平成十九年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十二条第二号において「公立大学法人」という。）にあつては、行政コスト計算書を除く。）」に改める。

第十二条第二号中「法第六十八条第一項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「様式第一号による」を「知事が別に定める」に改める。

第九条を削る。

第十条中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（その他）

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第百三十五号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

実技試験手数料金額の(2)の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の下に「シーケンス制御」を加え、実技試験手数料金額の(3)の表中「電気機器組立て」の下に「シーケンス制御」を加える。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第百三十六号

令和五年度において、次の県統計調査を実施する。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間

毎月

4 報告を求めるとする者

県内全市町村長

5 報告を求めるとするに用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めるとする期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求めるとする者

2の事業所のうち約五十事業所

5 報告を求めるとするに用いる方法

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所的主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光にきたきつかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度

4 報告を求めるとする者

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約八千人

5 報告を求めるとするに用いる方法

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求めるとする期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

四 大学等在籍・就職状況等に係る調査

1 県統計調査の目的

大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握のための資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県外大学並びに県内の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

在籍学生数、前年度卒業業者数、前年度卒業業者のうち就職者数、前年度卒業業者のうち岡山県内就職者数（いずれの項目も男女別。全体と県内出身者のそれぞれについて回答。在籍学生数については県外大学のみにおいて把握）

(2) その基準となる期日又は期間

調査票記入日現在（ただし、前年度卒業業者は、前年度一年間の実績）

4 報告を求めるとする者

県外大学のうち平成二十九年度に県内高校を対象に実施した大学進学先調査において、進学者の多かった上位約二百五十校並びに県内大学、大学院、短期大学及び

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

- 5 高等専門学校全数
報告を求めるために用いる方法
オンライン調査
- 6 報告を求める期間
令和五年六月上旬から同年七月上旬まで
- 7 実施部課名
産業労働部労働雇用政策課

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市川上診療所医科

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三四〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月十五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四七八

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

◎岡山県告示第百三十八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（四―フルオロフェニル）―N―〔―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル〕―フラン―二―カルボキシアミド（通称名para―Fluorofuranylfentanyl、四F―furanylfentanyl、四F―F―F―F）及びその塩類
- 2 N―エチル―N―メチルトリプタミン（通称名MET）及びその塩類
- 3 （八R）―N・N―ジエチル―六―メチル―ペンタノイル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名V―LSD）及びその塩類
- 4 ー―〔―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル〕ピロリジン（通称名三―M―PCPy、三―methylyl―PCPy、三―M―erolicyclidine）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和五年三月二十日

◎岡山県告示第百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和五年三月十四日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
北本 晃 一	肢体不自由	津山中央病院	津山市川崎一七五六
谷本 安	免疫	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
赤木 博文	聴覚、平衡、音声・言語機能、そしゃく機能	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
浦井 由光	肢体不自由	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
大上 康広	心臓、呼吸器、直腸、ぼうこう・小腸	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
田中 寿明	呼吸器	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
濱田 昇	呼吸器	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
才野 進	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	地方独立行政法人玉野医療センター玉野三井病院	玉野市玉三二一一

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和五年三月二十四日

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

岡山県知事 伊原木 隆 太

区域	場	所	期	日
浅口市	浅口市金光総合支所		令和五年 五月八日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
	浅口市寄島総合支所		九日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
	浅口市役所		十日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
			十一日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
			十二日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
				一三:三〇〇 一五:〇〇〇
里庄町	里庄町福祉会館		十五日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
			十六日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
				一三:三〇〇 一五:〇〇〇
矢掛町	矢掛町農村環境改善センター		十七日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
			十八日	一〇:三〇〇 一一:二〇〇
				一三:三〇〇 一五:〇〇〇

◎岡山県告示第四百一十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和四年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和五年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）

において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ症（牛の場合）の項方法の欄に規定する検査

三 結核検査

1 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核の項方法の欄に規定する検査

四 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山

羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和四年十一月から令和五年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和五年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管

轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

- 4 実施の期日
- 5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 八 牛ウイルス性下痢検査
- 1 実施の目的
- 2 牛ウイルス性下痢の発生を予防するため
- 2 実施する区域
- 2 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
- 4 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 5 遺伝子検査
- 九 豚熱検査
- 1 実施の目的
- 2 豚熱の発生を予察するため
- 2 実施する区域
- 2 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 4 実施の期日
- 4 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 5 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 十 アフリカ豚熱検査
- 1 実施の目的
- 2 アフリカ豚熱の発生を予察するため
- 2 実施する区域
- 2 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 3 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 4 実施の期日
- 4 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 5 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 五 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市豊永佐伏字黒土田八一六番一地从先から新見市豊永佐伏字数珠原三五六番二地先まで	令和五年三月二十四日

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十三年八月九日付け岡山県告示第四百五十七号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	施行者の 名称
岡山県南広域都市計 画道路事業 三・三・岡三百十一 大元二日市町線	事業の種類及び名称
平成二十三年八月九日 から 令和十一年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	事業 地

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、和気都市計画下水道事業和気町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
和気町	和気都市計画下水道事業 和気町公共下水道	昭和五十一年二月二十四日から 令和十年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県告示第四百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本建築検査協会株式会社

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

構造判定部

新…東京都中央区日本橋三丁目一二番二号

旧…東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号 油脂工業会館五階

三 変更の年月日

令和五年四月一日

〔一四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 楮原地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 楮原地区）計画書

三 縦覧の期間

令和五年三月二十四日から同年四月十四日まで

四 縦覧の場所

鏡野町役場

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

〔一四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六三―六、六三―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一七〇六―ニサンライズ宮東C棟C二〇一

石丸 直樹

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十日岡山県指令建指第四二〇号

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

岡山県監査委員	木
岡山県監査委員	中
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
	山
	間
	川
	雅
	義
	美
	正
	子
	子

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(知事直轄・総合政策局・総務部関係)

県立記録資料館	令和4年8月23日
---------	-----------

監査結果（指摘事項）

①印刷の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。

措置の内容

①検査調書の作成の考え方を再認識し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。
今後は、財務規則に基づき、適切に検査調書を作成する。

(県民生活部関係)

県民生活部	令和4年10月28日
-------	------------

監査結果（指摘事項）

①雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

ア雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	14,203,547円
令和3年度末	13,334,447円
比較増減	△869,100円

イ雑入（生業修学資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	16,612,060円
令和3年度末	15,702,060円
比較増減	△910,000円

- ② N T T 管路使用料の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。
- ③ 市町村に対する交付金の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。

措置の内容

- ① ア文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組んでいるが、令和4年度は、12月末現在で30名から 436,100円（うち完済1名216,000円）を回収した。
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件335,000円は、返還免除の処理をした。
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。
- ① イ文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組んでいるが、令和4年度は、12月末現在で41名から653,000円（うち完済3名135,000円）を回収した。
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した2件577,000円は、返還免除の処理をした。
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。
- ② 令和3年5月31日に誤払いが発覚した後、直ちに戻入命令書を作成の上、正当債権者でない者へ返納通知書を送付し、返納してもらうとともに、正当債権者への支払を行った。
主な発生原因は、資金前渡により払込通知書で支出すべきものについて、誤って口座振替による支出処理を行い、その後の確認が不十分だったことである。以後、支出関係書類等を十分確認し、適正な事務処理を行うよう徹底した。
- ③ 令和4年3月31日に誤払いが発覚した後、直ちに戻入命令書を作成の上、正当債権者でない者へ返納通知書を送付し、返納してもらうとともに、正当債権者への支払を行った。
主な発生原因は、既存の支出データを基に誤った支出先への支出処理を行い、その後の確認が不十分だったことである。以後、関係職員間で事務処理手順等を改めて確認し、再発防止を徹底した。

(保健福祉部関係)

保健福祉部	令和4年11月7日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ① 収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）及び母子父子寡婦福祉資金

貸付金について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

ア雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和2年度末	1,935,740円
令和3年度末	2,815,760円
比較増減	880,020円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	6,371,550円
令和3年度末	6,393,585円
比較増減	22,035円

- ② 自宅療養サポートセンター運營業務委託について、請求額を見誤って間違った金額を支出したものが認められた。
- ③ 集団接種会場医療従事者報酬について、勤務実績の確認を怠り、勤務していない人に誤って支出したものが認められた。
- ④ 精神科病院群輪番体制整備事業に係る委託料について、誤って受託団体代表者の個人口座へ入金したものが認められた。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者の移送用に賃借している車両1台について車検の有効期間が満了していたことに気付かず、車検切れの状態で使用していたものが認められた。

措置の内容

- ① ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っている。また、債務者の状況に応じて、債務額の一部（令和4年12月末現在6,000円）について履行延期を行った。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ① イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和4年12月末現在2,961円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ② 請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。

- ③請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。
- ④請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。
- ⑤点検整備計画を複数の職員で確認することや引き継ぎを確実に行うことに加え、車と運転日誌に車検満了日を記載することで担当者だけでなく、運転手も含め、複数の目で確認ができるような体制を確保した。

福祉相談センター	令和4年8月23日
----------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ①収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,285,460円
令和3年度末	5,011,900円
比較増減	726,440円

イ児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和2年度末	1,310,600円
令和3年度末	1,161,200円
比較増減	△149,400円

措置の内容

- ①ア及びイ滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。
- なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生の未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

令和4年12月末現在収入状況

- ・ 児童保護弁償金 11件 137,700円
- ・ 延滞金 14件 9,900円

倉敷児童相談所

令和4年8月16日

監査結果（指摘事項）

- ①児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,409,855円
令和3年度末	4,679,445円
比較増減	269,590円

措置の内容

- ①新たな収入未済の発生防止のため、新規の納入義務者に対しては口座振替による期限内納付を積極的に勧めるとともに、滞納者に対しては担当福祉司と連絡を密にして納付の確実な履行につながるよう努めた。

また、文書催告に加えて金融機関等を対象とした財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めた。

令和4年12月末現在収入状況

- ・ 児童保護弁償金 74件 487,460円

（産業労働部関係）

産業労働部

令和4年11月4日

監査結果（指摘事項）

- ①中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	456,828,726円
--------	--------------

令和3年度末	446,098,382円
比較増減	△10,730,344円

②令和2年度の岡山県中小企業団体中央会補助金について、交付決定及び確定の額を誤り、過大に交付していたものを、令和3年度に返還させているものが認められた。

措置の内容

- ①新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。
 現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。
 今年度はコロナ感染症の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で令和4年12月末時点の回収額は6,584,344円となっている。
 なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。
- ②令和3年度以後の補助金については、補助対象経費及び補助率の確認を徹底するよう岡山県中小企業団体中央会を指導するとともに、県においても再度確認を行うこととしている。

(農林水産部関係)

農林水産総合センター	令和4年8月30日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、屋内清掃業務仕様書において、受託者は作業責任者を選任したときは、委託者にその者の履歴書を提出し承認を受けることとしているにもかかわらず、履歴書の提出を受けず承認もしていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①契約の際、必要な事務処理をリスト化するなど、必要書類を漏らすことのないよう徹底を図っており、現在では適正な事務処理を徹底している。</p>	

(土木部関係)

土木部	令和4年10月31日
-----	------------

監査結果（指摘事項）	
①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。	
土木使用料（住宅使用料）収入未済状況	
令和2年度末	46,101,831円
令和3年度末	45,808,667円
比較増減	△293,164円
②令和2年度の委員報酬について、会議の延期に伴い全額戻入を行う必要があったにもかかわらず、戻入処理を怠り、令和3年度に処理を行ったものが認められた。	
措置の内容	
①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和4年12月末現在、4件298,897円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。	
②課内関係者において事務処理手順を改めて確認したほか、統合財務会計システム上の支出額と精算額の差額や、戻入処理が必要な現金を一時保管する金庫を、担当者が定期的に確認することとし、再発防止に努めている。	

（県民局及び地域事務所）

備前県民局	令和4年10月17日
監査結果（指摘事項）	
①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）、違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）及び土木使用料（河川占用料外）については総額は減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。	
ア雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況	
令和2年度末	3,729,273円
令和3年度末	3,228,549円

比較増減	△500,724円
------	-----------

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	9,520,032円
令和3年度末	9,614,107円
比較増減	94,075円

ウ違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	18,237,762円
令和3年度末	17,694,403円
比較増減	△543,359円

エ土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

令和2年度末	2,585,784円
令和3年度末	1,777,179円
比較増減	△808,605円

②公有財産貸付に係る公有財産貸付台帳が整備されていないものが認められた。

③卓上マイクロ冷却遠心機を購入した際に、業者が納入条件に従い既存の冷却遠心機の引取撤去を行っていたが、処分の手続がされていないものが認められた。

措置の内容

①ア生活保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和3年度収入未済額について、令和4年12月末現在で、4名から447,643円（うち完済2名、355,643円）を回収した。

また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。

生活保護費の返納金については、令和4年8月に家庭訪問による償還指導を行った。その結果、12月末現在で、1名から20,000円を回収した。

- ①イ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和3年度収入未済額について、令和4年12月末現在で、150件1,036,511円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

- ①ウ償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞る恐れがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。

これらの取組により令和4年12月末現在で、165,000円が納付された。

- ①エ道路占用料については、文書等による催告を行ったが、令和3年7月に債務者が破産手続の開始決定を受けたことから、破産管財人に対して滞納金を交付要求中である。

河川占用料については、各債務者の状況把握及び継続意思の確認を行うとともに、文書等による催告を行った。また、時効が成立した債権については、速やかに不納欠損処理を行った。

ボートパーク等施設使用料については、滞納している者に対して電話及び訪問による償還指導を繰り返し行い、収入未済の縮減を図った。

これらの取組により、令和4年12月末現在の収入未済額は184,174円減少し、引き続き収入未済額の縮減に努めている。

- ②公有財産貸付台帳を整備した。今後、公有財産を貸し付ける際には、岡山県財務規則等関係規程を複数の職員で確認することにより貸付財産の適正管理に努めることとする。

- ③既存の冷却遠心機は直ちに処分手続を行った。今後は廃棄する場合、備品シールの添付を確認し処分手続を怠らないよう周知徹底した。

東備地域事務所	令和4年10月17日
---------	------------

監査結果（指摘事項）

- ①前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、特定管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集、運搬及び処分業務に係る支出について、最終処分終了日の確認により履行確認すべきところを、運搬終了日にしているものが認められた。

措置の内容

- ①当該履行確認については、同様の誤りを行わないよう最終処分終了日に履行確認することについて改めて周知徹底するとともに、履行確認日を複数

の職員で確認することとした。

備中県民局

令和4年10月13日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については増加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

令和2年度末	2,602,878円
令和3年度末	11,671,490円
比較増減	9,068,612円

イ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和2年度末	3,567,040円
令和3年度末	3,567,040円
比較増減	0円

②複写サービスに係る需用費の支出（毎月支払）について、業者からの請求書の記載額が誤っていることに気付かず、過払いとなったものが認められた。

措置の内容

①ア保護受給中の者については、毎月の保護費支給時に面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなど、その徴収等に努めている。引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。

令和4年12月末現在収入状況 3件 668,576円

①イ原因者負担金については、債務者が刑法犯として実刑判決を受け服役中のた

<p>め、収入未済となっている。収監先の確認、財産調査を行ったところ、収監先の確認が取れ、また、預貯金は数百円、生命保険の加入はないことが確認された。</p> <p>今後は、債務者釈放後の所在を把握し催告を行うとともに、支払能力等を勘案し、必要に応じて親族等が任意弁済に応じるかも確認していく。</p> <p>②副担当を含めた複数名による請求内容の確認を行うとともに、使用枚数に異常値があった場合は、債権者へ確認する等、正当な請求であることの確認を行うことを徹底し、適正な事務処理に努めている。</p>	
井笠地域事務所	令和4年10月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①管理事務所耐震診断実施設計業務において、契約書の作成を省略できない業務であるにもかかわらず、請書を徴しているものが認められた。</p> <p>②道路維持修繕工事費（役務費）の支払において、契約の相手方（個人）が死亡したため、相続人全員から代表者1名を受任者とする委任状を徴し、当該受任者からの請求により当該受任者に支払うべきところを、当該受任者からの請求書を徴することなく、死亡した相手方からの請求書の写を請求書として扱い、当該受任者の口座に支払を行っていたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①土木建築に関する委託の契約締結時は、「土木建築事業にかかる調査・測量・試験及び設計事務等委託要領」等の契約書作成に係る省略規定を確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>②法人個人ともに、契約の相手方の死亡による事務処理の流れを再度確認し、必要書類の徴求や内容確認を徹底した。</p>	
高梁地域事務所	令和4年10月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①道路維持補修工事の支払について、支払手続が完了していないと誤認し業者に請求書の再発行を依頼し、誤って二重に支払ったものが認められた。</p> <p>②修繕(空調設備の更新)の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①二重払発覚後、業者へ納入通知書を送付し、令和4年4月21日に返納された。今後は支払処理後、起案に支払年月日の記入を徹底するとともに、決裁後は担当者間で支払の確認を行うこととした。</p> <p>②経理担当作成のチェックリストを活用するとともに関係職員間で再度確認し、適正な処理を行うよう徹底した。</p>	
新見地域事務所	令和4年10月13日

監査結果（指摘事項） ①県収入証紙の収入に当たり、収入証紙ちよう付実績簿を整備していないものが認められた。	
措置の内容 ①収入証紙ちよう付実績簿を備えるとともに、関係規則の内容について周知し、適正な事務処理を行うよう徹底した。	
水島港湾事務所	令和4年10月13日
監査結果（指摘事項） ①令和2年度建設事業市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成していないものが認められた。	
措置の内容 ①根拠法令の規定や支出命令書に必要な添付書類について改めて確認するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。	
美作県民局	令和4年10月5日
監査結果（指摘事項） ①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）については総額は減少しているものの、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）については総額の増減はなく、県税（滞納繰越分）及び県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。	
ア雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況	
令和2年度末	2,172,000円
令和3年度末	2,172,000円
比較増減	0円
イ県税（滞納繰越分）収入未済状況	
令和2年度末	97,747,468円
令和3年度末	106,749,539円
比較増減	9,002,071円

ウ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和2年度末	5,190,038円
令和3年度末	5,397,154円
比較増減	207,116円

エ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和2年度末	3,487,130円
令和3年度末	3,057,805円
比較増減	△429,325円

オ違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	3,045,112円
令和3年度末	2,855,112円
比較増減	△190,000円

措置の内容

- ①ア債務者は、本県の粘り強い督促もあり、安定した収入がない中、毎年5,000円～20,000円程度を納入してきた。
- 一方、債務者は高齢で、令和2年度末に病気入院するなど督促自体が困難になっており、福祉的配慮を優先する必要がある。
- こうした状況や事務処理コスト等を総合的に勘案し、令和4年9月9日、県債権管理条例に基づき履行延期の特約をした。
- ①イ及びウ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。
- 県税の収入未済総額の6割以上を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構は終了したが、引き続き県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

①エ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（令和4年12月末現在700,732円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。

①オ各債務者については、償還計画に基づき、確実に償還がなされている（令和4年12月末現在：償還金額140,000円）。

ただし、毎月の償還金額が、収入未済額に対して少額であることから、適宜、生活状況等の把握に努め、計画的な償還に加え、早期の完済に向けて、引き続き指導等を行うことにより、適切な収入確保に努める。

真庭地域事務所

令和4年10月5日

監査結果（指摘事項）

①雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況

令和2年度末	1,832,000円
令和3年度末	1,532,000円
比較増減	△300,000円

措置の内容

①債務者の転職により収入が不安定になったことが原因で分納が滞ったため、本人及び父親と面談・交渉を行った結果、連帯保証人である父親が令和4年10月分から納付することを約束したが、納付には至っていない。今後、国税滞納処分の例による滞納処分を視野に入れつつ、引き続き父親に対し粘り強く納付交渉を行う。

勝英地域事務所

令和4年10月5日

監査結果（指摘事項）

①前年度の注意・指導事項のうち、契約関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、業務委託について、契約書及び共通仕様書で定める部

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

分使用同意書の提出を受けていないにもかかわらず、受注者からの引渡し前の成果物を他の業務に使用しているものが認められた。

措置の内容

①受注者との初回協議時に納品前の成果物を他業務に使用する旨を説明、併せて部分使用同意書の提出を求めるよう、職員に周知徹底した。

2 諸局・企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日						
企業局	令和4年7月15日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>営業未収金（給水料金）収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>78,841,720円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>81,211,512円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>2,369,792円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	78,841,720円	令和3年度末	81,211,512円	比較増減	2,369,792円
令和2年度末	78,841,720円						
令和3年度末	81,211,512円						
比較増減	2,369,792円						
<p>措置の内容</p> <p>①平成29年3月に、その時点での累積滞納額を担保するため、債務者所有の土地及び建物への抵当権設定により一旦整理したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士の協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めたところである。</p> <p>その結果、現年度分についての期限内納付及び過年度分についての具体的な返済計画を定めた和解内容について合意に至ったことから、岡山簡易裁判所に和解の申し立てを行い、令和4年9月に和解が成立したところである。引き続き債権管理を適切に行い、返済計画の確実な履行による滞納額の減少に努めてまいりたい。</p> <p>令和4年12月末現在収入状況 210,000円</p>							

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日

教育庁	令和4年11月4日
監査結果（指摘事項）	
<p>①収入未済額について、高等学校貸付奨学金及び高等学校等奨学金貸付金については総額は減少しているものの、大学奨学金貸付金及び違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p>	
ア高等学校貸付奨学金収入未済状況	
令和2年度末	9,418,001円
令和3年度末	7,825,794円
比較増減	△1,592,207円
イ高等学校等奨学金貸付金収入未済状況	
令和2年度末	26,698,952円
令和3年度末	21,491,929円
比較増減	△5,207,023円
ウ大学奨学金貸付金収入未済状況	
令和2年度末	1,559,669円
令和3年度末	3,423,672円
比較増減	1,864,003円
エ違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況	
令和2年度末	636,495円
令和3年度末	1,039,590円

比較増減

403,095円

措置の内容

- ①ア滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施する（土日の訪問も実施）とともに、猶予制度の活用についても促している。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。
- また、繰り返しの督促に応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- 令和4年度過年度分については、令和4年12月末現在で、151件1,348,677円の納付があり、また63件860,000円の履行延期の特約等を行った。
- ①イ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、高等学校等奨学金分100件905,748円の納付があった。
- ①ウ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、大学奨学金分4件55,000円分の納付があった。
- ①エ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、延滞利息分6件27,862円分の納付があった。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

総社南高等学校	令和4年7月22日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前々年度の注意・指導事項のうち、履行確認が適正でないものについて、本年度の監査においても、揚水ポンプ取替の修繕について、請書で修繕を完了したときは、修繕完了届を提出し、検査を受けることになっているが、当該届が提出されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①前々年度の監査において注意・指導された際の措置として、請書を徴した場合の履行確認について、請書の記載内容を再確認した上で、適正な事務処理を行うよう周知を図ったところであるが、周知した事務処理の徹底が図られず再度同様のことが起こった。</p> <p>そのため、今後は同様のことが起こらないよう、修繕請書の提出を受けた場合は、必ず修繕完了届の提出が必要であることを前提として、複数の職員が履行確認に対応し、書類の有無も含め履行の完了を確認するよう改善した。</p>	
東備支援学校	令和4年7月15日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①契約金額100万円以上の物品の支払において、検査調書を作成していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①納品の際、物品検収点検票による検査完了後、直ちに検査調書を作成する。また、財務規則等を改めて確認した上で、契約金額の確認及び支払時の検査調書作成の有無の確認を複数人で行うこととした。</p>	

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日				
警察本部	令和4年10月21日				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p>					
<p>諸収入（放置違反金等）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度末</td> <td style="text-align: center;">2,264,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: center;">1,514,200円</td> </tr> </table>		令和2年度末	2,264,300円	令和3年度末	1,514,200円
令和2年度末	2,264,300円				
令和3年度末	1,514,200円				

比較増減	△750,100円
<p>措置の内容</p> <p>①新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、滞納者に対して毅然と対応し早期納付を促した。</p> <p>また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者との直接面会に根気強く努め、丁寧な説明と説得を行い早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。</p> <p>県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の稼働先、口座等の把握に努めた。</p> <p>さらにSNS情報の検索等を通じて、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めた。</p> <p>これらの継続的な取組の結果、令和4年12月末現在、収入未済額について、「現年度分」では放置違反金を18件285,000円に圧縮し、「過年度分」では延滞金を6件32,900円に、放置違反金を33件501,000円にそれぞれ圧縮した。</p> <p>今後とも、資力があるにもかかわらず支払わない悪質な滞納者に対しては一層毅然とした態度で回収に臨むなど、収入未済の圧縮に努めていく。</p>	
岡山南警察署	令和4年7月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①両袖机等の調達に係る契約について、50万円以上であるにもかかわらず請書を徴していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①所属内で関係法令の再確認を行うとともに複数の目で必要書類のチェックを確実なものとするなど、同種事案の再発防止措置を講じている。</p>	
井原警察署	令和4年7月25日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機売上手数料について、調定決議の審査確認は行っていたが、納入通知書が発行されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①判明後、直ちに納入通知書を発行の上、債務者へ送付し、納付を確認した。</p> <p>また、調定決議の審査確認後は速やかに納入通知を発行することとし、発行の際には、発行事実を複数の者で確認するとともに、発行したことを記録・管理することとした。</p>	

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

美作警察署	令和4年8月3日
監査結果（指摘事項） ①消耗品の支払について、業者から重複する請求書が送付され、誤って二重に支払ったものが認められた。	
措置の内容 ①戻入手続きを行い、業者から過払い分の返納を受けた。 請求書、物品要求票、支出決議書を複数人で確認し、適正な支出に努めている。	

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和四年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

岡山県監査委員	木	京	子
岡山県監査委員	中	雅	子
岡山県監査委員	浅	義	正
岡山県監査委員	飛	山	美
岡山県監査委員	山	保	

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和3年度

② 監査対象団体

- ・出資団体 …… 県が資本金等の4分の1以上を出資している団体
- ・補助金交付団体 …… 県が1千万円以上の補助金を交付している団体
- ・負担金・交付金交付団体 …… 県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体
- ・貸付金貸付団体 …… 県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体
- ・指定管理者 …… 県が公の施設の指定管理を行わせている団体

③ 監査実施団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる24団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	27	10
補 助 金 交 付 団 体	61	12
負 担 金 ・ 交 付 金 交 付 団 体	4	2
貸 付 金 貸 付 団 体	1	1
指 定 管 理 者	30	7
合 計	123	32
() は実団体数	(104)	(24)

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取して調書にま

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

とめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（10団体）

監査委員が、監査実施団体に出向き、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（14団体）

監査委員が、監査実施団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が財政的援助等の目的に沿って行われ、おおむね適正に処理されていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した24団体のうち、1団体について改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項には至らないが、2団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導事項）があった。
- ③ その他の21団体については、適正に処理されていると認められた。

監査実施団体 （監査実施団体を所管する 県の部局）	監査対象区分	監査 年月日	指摘 事項	区分	
				実地	書面
公立大学法人 岡山県立大学 （総務部）	【出資団体】 出資総額 12,091,632,943 円 県の出資額 12,091,632,943 円 （出資比率 100.0%） 【補助金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学施設等整備 事業費補助金 70,315,000 円 【負担金・交付金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学運営費交付 金等 2,112,999,000 円 岡山県授業料等減免費交付金 80,107,300 円	令和5年 1月20日	—	○	

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

公益財団法人 岡山県私学振興財団 (総務部)	【補助金交付団体】 岡山県私学振興財団補助金 186,388,527円	令和5年 1月30日	—	○	
公益社団法人 岡山県バス協会 (県民生活部)	【補助金交付団体】 岡山県運輸事業振興助成補助金 22,820,000円	令和5年 1月5日	—		○
一般社団法人 岡山県トラック協会 (県民生活部)	【補助金交付団体】 岡山県運輸事業振興助成補助金 401,366,000円	令和4年 12月15日	—		○
公益財団法人 岡山県環境保全事業団 (環境文化部)	【指定管理者】 岡山県自然保護センター 113,995,000円	令和5年 1月10日	—		○
公益財団法人 岡山県郷土文化財団 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 621,728,890円 県の出資額 490,099,776円 (出資比率78.8%) 【指定管理者】 犬養木堂記念館 31,297,037円 岡崎嘉平太記念館 24,399,960円	令和5年 1月30日	—	○	
公益財団法人 岡山県スポーツ協会 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 1,001,060,000円 県の出資額 885,515,000円 (出資比率88.5%) 【補助金交付団体】 競技力強化費補助金 136,536,155円 公益財団法人岡山県スポーツ協会補助金 200,000円	令和5年 1月23日	—		○
社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 (保健福祉部)	【補助金交付団体】 岡山県社会福祉事業助成費補助金 10,692,000円 岡山県老人福祉費(在宅)補助金 7,306,000円	令和5年 1月18日	—		○
地方独立行政 法人岡山県精神科医療センター (保健福祉部)	【出資団体】 出資総額 1,202,336,883円 県の出資額 1,202,336,883円 (出資比率100.0%) 【負担金・交付金交付団体】 岡山県精神科医療センター運営負担金 736,632,000円 アルコール薬物関連問題専門研修負担金 12,000円	令和5年 1月16日	—	○	
公益財団法人 岡山県動物愛護財団 (保健福祉部)	【出資団体】 出資総額 100,000,000円 県の出資額 55,000,000円 (出資比率55.0%)	令和5年 1月26日	—	○	

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

社会福祉法人 健康の森学園 (保健福祉部)	【出資団体】 出資総額 21,000,000 円 県の出資額 21,000,000 円 (出資比率 100.0%) 【指定管理者】 岡山県健康の森学園就労継続支援事業 所及び障害者支援施設 2,840,000 円	令和4年 12月15日	—		○
太平ビルサー ビス株式会社 (保健福祉部)	【指定管理者】 岡山県総合福祉・ボランティア・NP O会館 116,823,000 円	令和5年 1月10日	—		○
社会福祉法人 江原恵明会イ ーエスガーデ ン (保健福祉部)	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 34,552,000 円	令和5年 1月11日	—		○
社会福祉法人 赤磐中央福祉 会ケアハウス あかいわ (保健福祉部)	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 26,575,000 円	令和5年 1月5日	—		○
社会福祉法人 福寿新生会ケ アハウスつむ ぎ (保健福祉部)	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 12,728,000 円	令和4年 12月26日	—		○
コンベックス 岡山コンソー シアム (産業労働部)	【指定管理者】 岡山県総合展示場コンベックス岡山 85,052,883 円	令和5年 1月5日	—		○
一般財団法人 岡山セラミッ クス技術振興 財団 (産業労働部)	【出資団体】 出資総額 400,000,000 円 県の出資額 150,000,000 円 (出資比率 37.5%) 【指定管理者】 岡山セラミックスセンター 14,142,857 円	令和5年 1月26日	—	○	
公益社団法人 おかやまの森 整備公社 (農林水産部)	【補助金交付団体】 公社の森機能増進総合事業費補助金等 1,257,650,000 円 【貸付金貸付団体】 おかやまの森整備公社経営改善資金貸 付金 34,699,000,000 円	令和5年 1月23日	—	○	
一般財団法人 上齋原振興公 社 (農林水産部)	【指定管理者】 岡山県立森林公園 24,662,000 円	令和4年 12月26日	—		○
公益財団法人 岡山県水産振 興協会 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 693,000,000 円 県の出資額 509,517,400 円 (出資比率 73.5%)	令和5年 1月11日	—	○	

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

水島港国際物流センター株式会社 (土木部)	【出資団体】 出資総額 792,500,000 円 県の出資額 300,000,000 円 (出資比率 37.9%)	令和4年 12月26日	—		○
岡山県高等学校体育連盟 (教育庁)	【補助金交付団体】 全国高校総体等選手強化費補助金 3,170,000 円 全国高校総体等派遣費補助金 7,711,000 円 高等学校運動部活動環境整備費補助金 2,000,000 円	令和5年 1月10日	—		○
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 66,965,333 円	令和5年 1月16日	有	○	
公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター (警察本部)	【出資団体】 出資総額 1,486,447,577 円 県の出資額 1,225,597,577 円 (出資比率 82.5%)	令和5年 1月11日	—	○	

(2) 個別的事項

○ 公益財団法人岡山県育英会

ア 指摘事項

令和3年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ約1,396万円減少し、319,250,346円となっている。

イ 所見

奨学金の未収償還金は、令和2年度まで累増していたものの、督促等の取組強化や長期滞納者に対する法的措置の拡大などにより、年度末時点での未収償還金残高は減少に転じている。

未収償還金が生じていることは、適正に返還している者との公平性を欠き、制度運営上の観点からも大きなリスクとなるので、債権管理に万全を期し、新たな未収償還金の発生を防止するとともに、これまで効果が上がっている取組を引き続き推進し、早期回収につながる、より効果的・効率的な対策についても検討されたい。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和三年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

岡山県監査委員	木	京	子
岡山県監査委員	中	雅	子
岡山県監査委員	浅	義	正
岡山県監査委員	飛	山	保

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	
1 総合的な環境行政の推進事業	
(1) 環境基本計画策定事業	
【意見1-1】環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。	
<p>環境基本計画は、各事業の推進を図ることを目的として策定されるものであるが、エコビジョン2020とエコビジョン2040を比較した場合、具体的な指標がなく、進捗を明確に把握することができない事業や具体的な指標において進捗が認められない事業が散見された。このように単に環境基本計画に事業を掲げるのみでは、その目的を達成することができないのであるから、環境基本計画において各事業について具体的指標を設けること、仮に、指標を設けないとしても、各事業の進捗が把握できる工夫を検討すべきである。</p>	<p>令和6年度に環境基本計画（エコビジョン2040）の見直しを行うこととしており、その際には、指標設定の理由を整理した上で、具体的な指標の追加を検討することとした。</p> <p>なお、計画に掲げる事業の進捗状況は、毎年度実績評価において、評価点のみではなく、前年度の実施状況や問題点、今後の施策展開等について、具体的に評価し、公表するなど、各事業の進捗が把握できるよう工夫しているところである。</p>
【指摘事項1-1】事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。	
<p>環境基本計画は、岡山県の環境政策の根幹をなす計画であり、かかる環境基本計画の策定にあたっては、単に県民の意見の傾向を把握するだけではなく、広く県民及び事業者の意見を集約することが望ましいことはいまでもない。</p> <p>現状では、事業者からの意見聴取については、慣例的に許容される誤差（5%）に収めるためのサンプル数が不足しており、事業所の意見を十分に集約したとは言い難い。</p> <p>なお、意見の集約方法として、現在では郵送による方法が採用されているが、インターネットによる意見聴取等を利用することで、多額の費用を投じることなく多くの県民の意見を集約することは可能であると思われる。</p> <p>このように、次回に環境基本計画を策定する際には、意見を聴く対象となる事業所を拡大することについて検討されたい。</p>	<p>令和6年度に環境基本計画（エコビジョン2040）の見直しを行うこととしており、その際には、意見聴取の対象事業所を拡大することとした。</p>

(3) エコパートナーシップおかやまの活動推進事業

【意見1-2】エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、行政等と共に地球温暖化防止のための活動を行うことが期待されており、単に行政の環境保全活動の報告を受けるのみでは、その目的を果たしているとは言えない。エコパートナーシップおかやまが積極的に環境保全活動に取り組むよう明確な成果目標を立てて活動を推進すべきであって、かかる経過が県民に把握できる状況にすることを検討すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業者団体、行政等の協力体制のもと、県民総参加の取組として積極的に推進することを目的とし活動している。

着実に環境保全を進めるためには、構成する77の団体それぞれが取組可能な分野で活動を積み重ねていくことが重要であり、毎年度、各団体ごとに活動計画が立てられ、実績を報告してもらっている。

このため、エコパートナーシップおかやま全体として一律に成果目標を立てることは各団体で取組可能な分野が異なるため困難であるが、活動内容については、ホームページに掲載する等により、引き続き県民への周知に努める。

(4) 環境白書作成事業

【意見1-3】環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

環境基本計画において、具体的な指標が求められていない事業が多く、その結果、環境白書においても、事業の進捗を評価できない状況にある。

また、事業の達成度が自己評価とされているところ、この点について環境審議会において指導・助言がなされているものの、現状では、環境白書に期待されている確認・評価が十分に機能していないと思われる。

したがって、環境基本計画に具体的な指標を設けるとともに、達成度の評価については、外部による評価制度等自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

環境基本計画（エコビジョン2040）に掲げる事業については、計画策定時に可能な限り具体的な指標の設定に努め、指標に基づいて客観的に評価できるよう定量的な評価基準を設けるとともに、指標のない事業についても、実績等に基づいた評価基準となるよう工夫しているところである。

また、事業の進捗については、引き続き環境審議会等において客観的な評価がなされるよう取り組む。

(5) 環境審議会運営事業

【意見1-4】環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。

環境審議会は、環境基本法に基づいて設置される組織であり、岡山県の環境基本計画が適切に実行されているかを専門的な知見からチェックすることが期待されているが、現状の議事録の在り方では、環境審議会の委員からの助言を十分に活用できないと思われる。

事務局において作成する議事録（議事概要）には、議事における委員及び事務局職員の発言は漏れなく記載している。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

<p>環境審議会がその役割を十分に果たすように、委員からの助言について、漏れなく議事録に記載する等の対応を検討すべきである。</p>	
3 景観形成推進事業	
【意見1-5】「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。	
<p>現状の本事業の内容は、晴れの国おかやま景観計画を十分に実現する内容となっていないことから、同計画の基本事項を踏まえた事業内容とすることを検討すべきである。</p>	<p>景観計画の基本的事項に掲げる県民との協働を進めるため、令和3年度から市町村と連携して県民参加型のワークショップを開催しており、これにより計画の全ての基本事項を踏まえた事業内容とした。</p>
6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	
(3) 広報調査等事業	
【意見1-6】視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。	
<p>本事業の視察や研修について、その意義を否定するものではないが、その成果を明確にしなければ、事業の有効性や効率性を判定することができない。</p> <p>特に、研修に関しては、その参加人数、開催期間等について、検討する必要があると考える。</p>	<p>事業実施前に視察や研修の成果目標を明確に示すとともに、実施後には参加者へのアンケート等により成果を検証している。</p> <p>また、研修については、令和4年度から講義部分を各所属でWebにより受講する方式に変更するとともに、現地見学を日帰りにするなど、効率化を図った。</p>
1 地球温暖化対策の促進事業	
(1) クールビズ・ウォームビズ県民運動事業	
【指摘事項2-1】「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等、本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。	
<p>現在、岡山県庁で「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」を実施しているが、実際に当該運動を体験している県庁職員及び来庁者に対してのアンケート調査は実施されていない。</p> <p>職員が実際に取り組んでみてのよかった点、改善すべき点の振り返り、及び、来庁者がどのように感じているか、また、自社でどのように取り組むべきと感じているかについてアンケート調査を実施し、今後の事業推進に活用することは有用であると思われる。クールビズ・ウォームビズという言葉が世間一般的にある程度浸透してきた今、現状維持ではなく、事業の有効性を高めること及びその対象範囲を広げることが求められる。</p>	<p>事業の有効性を検証する手段として、アンケート調査を実施することとし、令和4年度は県職員を対象としたアンケート調査を実施した。</p>

<p>また、本事業は、毎年同様の取組が継続的に実施されているものの、裏を返せば、事業の有効性が検証・評価されないままとなっている。</p> <p>当該事業をよりよいものにしていくためには、本事業の有効性を評価し、次年度以降の取組に反映させる仕組みを検討するべきである。</p>	
<p>(2) COOL CHOICE! 推進事業</p>	
<p>【意見2-1】「おかやまCOOL CHOICE! サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。</p>	
<p>本事業は、募集人員が年20名で県内大学生に募集チラシを配布するなどして参加を呼び掛けている。</p> <p>ただし、募集人員20名と規模が非常に小さいところ、ボランティア保険料や旅費等を措置する必要性から人員を制限せざるを得ず、担当室において、募集人数を大幅に増加させることが困難な状況にあることが窺えた。</p> <p>しかしながら、岡山県は、平成30年度豪雨災害の被災県であり、かかる豪雨災害が地球温暖化と切り離して考えることができないことを踏まえれば、岡山県は、率先して地球温暖化の対策に取り組むべきと思われる。</p> <p>かかる地球温暖化対策の一つである本事業においては、募集人員を20名に限定する必要はなく、岡山県としてより裾野を広げるべきであると考ええる。</p>	<p>事業をより有効なものとするため、令和4年度から、募集人員を限定しないこととした。</p>
<p>【指摘事項2-2】「おかやまCOOL CHOICE! サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。</p>	
<p>おかやま COOL CHOICE! サポーターの募集人員は、年間20名であるが、その応募チラシは1500部作成されている。当該チラシを県内大学に配布し、余った部数はイベントで配布したり県の関連施設に置いてあるとのことであるが、令和2年度は募集人員20名に対して、実に15名が継続申込であり、チラシのほとんどが募集に結びついていない可能性がある。</p> <p>募集チラシをより魅力的なものにすること、募集方法、チラシの配布部数、配布場所等について再検討すべきである。</p>	<p>令和3年度に事業の趣旨等の情報が伝わりやすいようにチラシのデザインを変更した。</p> <p>また、令和4年度から配布用チラシの作成部数を600部に減らすとともに、新たにラジオ等を活用した広報を行った。</p>

【指摘事項2-3】「おかやまCOOL CHOICE! 宣言企業」事業の参加企業について、登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。

現状において、「おかやまCOOL CHOICE! 宣言企業」は、参加申込時に取組状況を確認するものの、登録後の取組状況の確認は十分とは言い難い。

また、参加自体も更新制ではなく、一度登録すれば、登録が取消されることもない。

参加企業からすれば、当該事業に参加していることを企業のPR材料にするというメリットがあるが、現在の運用では、宣言企業の取組状況は十分に把握することができず、事業自体が形骸化する恐れがある。

以上より、登録後の取組状況についても、定期的に確認することで、より効果的な事業になると考えられる。

令和4年度から定期的にメール等で各企業・団体の取組状況を把握することとした。

(3) アースキーパーメンバーシップ推進事業

【意見2-2】会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから、目標設定を検討すべきである。

2020年度の会員数が1万4000人という目標を掲げており、かかる会員数によって、事業成果の検証は可能である。

もっとも、本事業の目的は、県民に対して省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、県民の1人1人が省エネ重視のライフスタイルへと転換することにあるところ、会員数が増加したとしても、アースキーパーが具体的な環境保全活動を行わなければ、上記の目的を達成できない。

この点、当該制度は、アースキーパーとしての活動を全くしていなくてもメンバーシップ資格は剥奪されない。

また、アースキーパーの環境保全活動を促進するために、会員が行った活動に関連してポイントを付与する方法を採用しているが、令和2年度に実際にポイントを付与した会員数は779名（県民版13,591、事業所版576 計14,167）にとどまっており、会員数の増加に伴い、アースキーパーの環境保全活動の普及促進が図られているか不明である。

会員数の増加は、客観的な数値目標として把握しやすいが、各会員の活動状況が伴わなければ、本来の事業目的は達成されないため、会員の活動状況がより分かる仕組みが必要であると考えられる。

令和3年度から会員が投稿する取組情報は原則として全てホームページで公開するなど、活動状況が相互に確認できるようシステムの仕様を見直した。

引き続き、会員の環境保全活動の普及促進という観点から、一層の活動状況の把握に努め、より適切な目標の追加を検討する。

【意見2-3】アスキーパーメンバーシップの事業所版（法人会員）と「COOL CHOICE！推進事業」の棲み分けを検討すべきである。

本事業において、事業所向けの広報は特になされておらず、事業者については「COOL CHOICE！推進事業」へと誘導されているとのことであった。

このように事業所に対しては、同様の事業が重複する事態となっていることから、2つの事業の棲み分けについて検討すべきである。

アスキーパーメンバーシップの事業所版は、会員に対して、環境家計簿機能やメールマガジンによる環境関係情報などを提供し、各事業所内において温暖化防止に向けた自主的な取組を促進することに重点を置いている。

一方、COOL CHOICE！推進事業は、国民運動「COOL CHOICE！」に賛同し、積極的な取組を宣言する企業が、自社ホームページ等を活用して具体的な取組内容を発信するなど、外部へのPRに重きを置いており、両方の事業を実施することにより相乗効果が生まれている。

(5) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析事業

【意見2-4】温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。

委託業者から提出された温室効果ガスの増減分析資料には、「1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているため」との記載がある。

また、岡山県が実施している各事業との関連の分析は、仕様書で求められておらず、報告はなされない状況となっている。

この点、1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているとの報告を受けたとしても、今後岡山県としてどのようなアクションを起こすべきかの資料とすることができない。

施策との関連性を分析することにより将来の事業遂行に役立てることができると思料するが、現状の分析結果は、次へのアクションに直接結びつくものではない点が問題であると考えため、施策との関連性の分析についても委託内容に含めて報告を求めることを検討されたい。

本事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内の温室効果ガス排出量に係る算定を行うものであり、併せて統計情報等との関連性の分析を行うものである。

施策との関連性について分析を行うためには、施策による成果を数値化し、どれほどエネルギーの増減に影響を与えたかといった計算が必要となるが、環境政策においては定量的な成果測定が困難な側面がある。

引き続き、本事業において得られる分析結果も参考にしながら、効果的な施策立案に努めていく。

(7) 住宅用省エネ・蓄エネ等設備導入促進事業

【意見2-5】当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。

当該事業は多額の予算が付けられているものの、コストとベネフィットの観点から、有効な事業なのかどうか検討されていない。

省エネ・蓄エネ等の設備の導入を補助すれば、省エネに効果があることは理解できるが、

省エネ対策の費用対効果は、費用及び効果の定義によって変わりうるため単純に定量化することは困難であるが、投入した予算に対して最大の効果が得られるよう事業を工夫していく。

<p>多額の予算を考えると、投入された予算に見合うだけの効果があるのか不明である。</p> <p>コストとベネフィットの観点から、当該事業の有効性を検討する必要があるものの市区町村の補助事業という点を踏まえ、意見として述べるに留める。</p>	
<p>2 新エネルギーの推進事業</p>	
<p>(2) 電気自動車等普及促進事業</p>	
<p>【指摘事項2-4】公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。</p>	
<p>県公用車への導入により、普及促進に努める目的でEV車30台を保有しているが、一般車に優先して利用するなどの取り決めはなく、利用実績は高くない。</p> <p>予算を投じて、保有するだけでは普及効果は得られず、EV車を公道で走らせて初めて普及効果があることから、岡山県として一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。</p> <p>例えば、公用車としてEV車を利用する県職員に対してアンケート調査を実施し、利用促進の方策を検討することが考えられる。</p>	<p>令和4年度に機会あるごとにEVの優先的な使用を呼びかけるとともに、管理方法の見直しや、車両の適正配置を行った。</p> <p>あわせて、EVの稼働率が低い事務所を複数回訪問し、積極的なEVの使用について働きかけを行った。</p>
<p>【意見2-6】県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を公表することを検討すべきである。</p>	
<p>現状では、試乗モニターなど外部人員を使った啓発活動は行っているが、県職員が公用車としてのEV車を使ったうえでのアンケートは実施されていない。</p> <p>公用車としてのEV車を取得するのみでは、普及効果はなく、それをどのように活用するか、また活用した結果、どのようなメリット・デメリットがあるかという情報を公開することで初めて、保有資産を有効活用したことになると考えられる。</p> <p>追加的なコスト不要で実施できることであり、是非、検討していただきたい。</p>	<p>令和4年4月に県職員を対象としたEVに関するアンケートを実施したところであり、この結果をEVの普及啓発事業の検討に活用していく。</p>
<p>【指摘事項2-5】試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきである。</p>	
<p>EV車の魅力発信事業として、試乗モニター事業を実施している。</p> <p>当該事業は、一般モニターとして県民に一定期間試乗していただき、充電や外部給電機能などその特性を実感し、SNS等で発信してもらう事業及び著名人をモニターとして同様にSNS等で発信してもらう事業である。</p>	<p>当該事業は令和3年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行う。</p>

<p>一般モニター、著名人モニターともに発信効果は少なからずあるものの、実際のEV車の購入という効果の測定までは行われておらず、支出に見合う効果があるのか判断出来ない（確かに、EV車の価格等を考慮すれば、啓発効果によってEV車の販売台数が増加するというものではないことは理解できるものの、成果の指標がなければ事業効果が測定できないことから、最小の経費で最大の効果が生じているかを検証するうえでより適切な成果目標の設定が不可欠である。）。</p> <p>また、アンケートを取り忘れた場合、当該事業の目的は達成されておらず、取り忘れたまま放置されていることは問題であることから、改善を検討されたい。</p>	
<p>【意見2-7】 試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらっているが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべきである。</p>	
<p>著名人モニターには、県内民放5局のアナウンサー各1名及び地元プロスポーツチームを選定しており、合計で450万円の支出となっている。</p> <p>2週間試乗をするとともに、テレビ・ラジオ、SNS等で積極的に発信してもらおうものであるが、現実として、著名人のSNS等のアクセス数は必ずしも高いとはいえない（「いいね」がなされたのが20件台から多くて600件である。）。</p> <p>本事業の有効性を否定するものではないが、上記の成果と執行された予算額を考慮すれば、改善の余地があると思われることから、事業の実施方法を工夫すべきであると考えらる。</p>	<p>当該事業は令和3年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より効果的なものとなるよう実施方法を工夫する。</p>
<p>3 環境マネジメントの促進</p>	
<p>(1) 環境マネジメント推進事業</p>	
<p>【意見2-8】 外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。</p>	
<p>本事業は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することを目的としており、かかる目的を達成するため、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行うものであるが、外部評価委員会の結果記録書は、簡素なものとなっている。</p> <p>この点、議事録の分量をもって評価委員会</p>	<p>外部評価委員会では全ての外部評価委員から意見をいただいている。</p> <p>また、外部評価委員会結果記録書は、各委員の専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行い、環境管理責任者に対してシステムの継続的改善について必要な提言等を行うために作成するという趣旨を踏まえた上で、できるだけ詳細なものとなるよう努めた。</p>

<p>の存在意義が左右されるものではないものの、岡山県は、委員に対し、日当と旅費を支給して、委員からの意見をいただいている立場である。</p> <p>このような点を踏まえると、全ての外部評価委員から意見をいただいたうえで、その意見を可及的に結果記録書に反映させることで、岡山県の環境マネジメントシステムの取組状況について県民に明らかにすることを検討すべきである。</p>	
<p>1 水質保全対策事業</p>	
<p>(11) 生活雑排水対策推進事業</p>	
<p>【意見3-1】本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。</p>	
<p>本事業の成果を定量的に明らかにすることは容易ではなく、個別の事業の成果を検証することはできないとの反論があることも理解できる。</p> <p>しかしながら、事業の成果を判定できなければ、当該事業における支出の合理性や効率性を検証することはできず、PDCAサイクルも機能しない。</p> <p>本事業のように県民に対する啓発を目的とする事業の成果判定については、事業にアンケートを実施することが成果を把握する一つの手法と考えられる（個別の事業について逐一アンケートをすることは困難であると思われるものの、環境企画課において県民の意見を集約するためにアンケートを実施しており、かかるアンケートにおいて、担当課からアンケート項目を追加するよう依頼するなどの対応も考えられる。）。</p> <p>このような成果指標を設定するための方策を検討すべきであると考えます。</p>	<p>令和6年度に実施予定の環境に関する県民等意識調査などを活用して、県民の水質保全意識や生活排水対策に係る実践活動の取組の状況等を可能な限り定量的に把握し、成果指標を設定することとした。</p>
<p>(13) 自然海浜保全対策事業</p>	
<p>【意見3-2】解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。</p>	
<p>本事業は、自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を行うことにあり、単に看板を設置することが目的ではない。</p> <p>そのため、看板設置によって、どれだけの県民に自然海浜保全地区であることを認知してもらえたかを把握することは、PDCAサイクルを実施するうえで不可欠であると考えます。</p> <p>この点、看板設置の効果を定量的に測定することは容易ではないものの、県民から意見</p>	<p>令和6年度に実施予定の環境に関する県民等意識調査などを活用して、自然海浜保全地区の認知度等を可能な限り定量的に把握し、成果指標を設定することとした。</p>

<p>を聴取するアンケートにおいて、アンケート項目に追加する、自然海浜保全地区の利用者にアンケートをとる、その他県のホームページを通じて、県民の認識を確認すること等の方法で解説看板の啓発効果を検証することは可能であると思われる。</p> <p>したがって、解説看板の設置による啓発効果の検証について検討すべきと考える。</p>	
<p>3 化学物質対策</p>	
<p>(2) ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）</p>	
<p>【意見3-3】委託契約における委託費用が増加することがないように財務事務の執行については留意すべきである。</p>	
<p>一般競争入札の手続き等によって、委託金額の相当性を確保したとしても、その後に委託料が増額することとなれば、かかる手続きの意味が失われることから、財務事務の執行については、契約後に委託費用が増加することがないように留意すべきである。</p>	<p>委託費用が増加した要因は、試料採取場所管理者との調整不足により追加調査が必要となったためであり、令和4年度調査からは、従前より1月早く調整を開始し、調整期間を十分に確保することとした。</p>
<p>6 循環資源情報提供システム運営・保守事業</p>	
<p>【指摘事項4-1】循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。</p>	
<p>過去数年間にわたって、循環資源マッチングの成立実績が極めて少ない状況にある。</p> <p>この点、マッチングがいったん成立すれば、その当事者間で循環資源のやり取りがなされる可能性があることから、マッチングの成立件数が収斂することは理解できるもののマッチングの成立実績を踏まえると事業効果が疑わしいと言わざるを得ない。</p> <p>循環資源情報提供システムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことから、循環資源に関するマッチングの成立件数が乏しいとしても、かかるシステム全体の有効性を否定するものではないが、循環資源に関するマッチングの成立件数が伸び悩んでいることを踏まえ、広報の在り方や本事業の活用等その運営について検討する必要があることは明らかであることから、循環資源マッチングシステムの運営について検討する必要があると考える。</p>	<p>循環資源マッチングシステムの運営については、環境への取組に精通した中小企業3R推進アドバイザーの一層の有効活用を図ることとし、アドバイザー間で企業が求める情報の共有を図った上で企業への訪問回数を増やし、システムの周知・広報を強化した結果、マッチング成立件数が増加した。</p>

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

14 環境衛生普及事業	
【意見4-1】岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること、同協会の事務を県の職員が行うことについて、そのかわり方を検討するとともに、補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。	
岡山県環境衛生協会が全県的に環境政策に資する事業を実施していることを否定するものではないが、同協会と岡山県との関係については、必要に応じて改善するよう検討する必要がある。 また、補助金の対象についても、岡山県環境衛生協会のみとする必要まではないことから、改善を検討すべきである。	県と岡山県環境衛生協会との関わり方については、他県の状況等も参考にした上で一定の見直しを行うこととし、協会と協議しているところである。 また、補助金については、県内全域で環境衛生改善活動を行う団体を対象とした。
23 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	
【意見4-2】上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。	
上空監視事業にヘリコプターを用いる方法が採用されているものの、ドローンの性能が向上していること等を踏まえると、同じ効果を得るためにより安価な方法を採用することが可能と思われることから、実施方法について再度検討すべきであると考えます。	広域かつ網羅的な監視について、すべてをドローン等で代替することは困難であるが、局所的な定点監視等には導入していくこととした。
24 対応力強化事業	
【意見4-3】研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。	
研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。	研修会については、研修内容に応じて、オンラインを導入する。
1 自然公園事業	
(3) 自然公園管理（野営場等）事業	
【指摘事項5-1】野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。	
自然公園等施設技術指針は、野営場の管理等について、基本計画を策定することを前提としていることから、基本計画を根拠として事業を執行するよう徹底すべきである。 なお、当該野営場については令和3年3月に市へ譲渡されていることから、今後、野営場の管理に関する基本計画は策定されない予定である。 そのため、本事業については、措置をとることは不可能であるから、監査人としては、指摘事項としつつも、岡山県に対して措置を	技術指針では、基本計画は公園施設を新規に計画する場合に策定するものとされている。 当該野営場は指針制定前に整備したため基本計画を策定していなかったが、今後、新たに野営場を整備する場合には、基本計画を策定する。

<p>求めることは予定していないが、法令に基づく行政の原則を徹底する必要があると思われることから、指摘事項とした。</p>	
<p>(4) 自然公園設備（国定公園等）事業</p>	
<p>【指摘事項5-2】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。</p>	
<p>本事業の請負工事において、仕様の変更がなされているところ、仕様変更の必要性を直ちに否定するものではないものの、かかる手続きはガイドラインに違反している可能性がある。</p> <p>この点、本事業は、舗装された土地を対象とする工事ではなく、山岳地など必ずしも舗装がされていない土地を対象とする工事である。そのため、当初の積算では予想できなかった事態が生じる可能性は、一般の土木工事と比較して典型的に高い。このような事情から、当初の調査手続きは、比較的費用を掛けずして実施し、工事内容に変更が生じた都度に対応することで、工事費用の総額が低廉とすることが可能となるとの事情があることも把握することができた。</p> <p>しかしながら、監査人としては、岡山県が定めたガイドラインが存在し、かかるガイドラインに違反していると思われる運用が存在する以上は、指摘事項とせざるを得ないと判断した。</p>	<p>本事業については、これまで岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）を踏まえて工事の執行を行ってきたところであるが、今後の工事の執行に際しては、大幅な仕様変更が生じないように、調査設計をより詳細に行うとともに、請負代金が大幅に増額する場合には、原則として、別途契約を行うこととした。</p>
<p>2 塩釜園地再整備事業</p>	
<p>【指摘事項5-3】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。</p>	
<p>一般競争入札手続きが完了した後に請負代金を50%増額することは、ガイドラインに違反する。</p> <p>この点、自然公園を対象とした土木工事について、典型的に仕様変更の可能性が高いことは既に述べたとおりであるが、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。</p>	<p>本事業については、これまで岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）を踏まえて工事の執行を行ってきたところであるが、今後の工事の執行に際しては、大幅な仕様変更が生じないように、調査設計をより詳細に行うとともに、請負代金が大幅に増額する場合には、原則として、別途契約を行うこととした。</p>
<p>4 誘客アップに向けた自然公園設備整備事業</p>	
<p>【指摘事項5-4】自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。</p>	
<p>本事業の有効性を検証するにあたり、実際の国定公園の利用者数のみではなく、利用者の意見を聴取することは重要と思われる。</p>	<p>利用者が多く見込まれる自然公園内の県有施設を選定し、令和4年度末からQRコードを活用したアンケートを実施</p>

<p>る。例えば、利用者がどの地域から国定公園を訪問しているか等を把握することで、国定公園の運営に生かすことが可能となる。このように、国定公園の運営に当たっては、利用者の意見収集について検討すべきである。</p> <p>なお、本事業は、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。</p>	<p>し、公園利用者の意見を収集することとした。</p>
--	------------------------------

5 観光客アトラクト推進事業

【指摘事項5-5】定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。

<p>本事業のように投資した金額の成果を定量的に測定することが困難であることは理解できる。</p> <p>もっとも、例えば自然公園の利用者に対してアンケートを実施し、その際に看板を認識したかについて質問すること等も考えられる。</p> <p>このように、本事業の成果を把握しつつ、成果に対して一定の指標を設けることは可能であると思われることから、成果指標の設定を検討すべきである。</p> <p>なお、本事業は、前項の事業と同じく、国内外からの観光客の増加を図ることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。</p>	<p>看板を設置した大山隠岐国立公園区域内の県有施設において、令和4年度末からQRコードを活用したアンケートを実施し、公園利用者の意見を収集することとした。</p> <p>また、毎年度、市町村の協力を得て大山隠岐国立公園の利用者数調査を実施しており、把握した利用者数を参考に成果指標を設定することとした。</p>
--	--

16 自然環境保全推進事業

【意見5-1】本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。

<p>現在の自然保護基本計画から直ちに本事業が目的とする事業を直接導くことは些か困難と思われる。</p> <p>本事業の予算執行額は約160万円であり、このような予算の執行を伴う事業である以上、民主的なコントロールを及ぼす必要がある。</p> <p>しかしながら、本事業が目的とする事業と自然保護基本計画との関連性が必ずしも明確ではなかったことを踏まえ、本事業について自然保護基本計画等との関連性を明示する等の対応を検討すべきである。</p>	<p>岡山県自然保護基本計画の次期改定（令和6年度）においては、計画と各事業の関連性が明確となるよう記載方法を検討することとした。</p>
---	---

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

17 みどりふれあい事業	
(2) みどりふれあい(みどりの大会開催)事業	
【意見5-2】みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。	
みどりの大会の収支報告のうち、支出の内容について、「実績(税込)」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくい標記となっていることから、わかりやすい標記となるように改善すべきである。	令和4年度事業から計画欄と実績欄の消費税の記載方法について受託者を指導し、「税込み」表示に統一した。
18 自然保護センター管理事業	
【意見5-3】自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。	
自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。	令和3年度分から、収支の状況をより適切に把握できるよう、収支報告書と帳簿類との突き合わせを行うこととした。

◎岡山県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

岡山県教育委員会

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成八年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第三条を削る。

第二条中「第十条の規定により、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える」を「第十四条第一項に規定する」に、「様式第一号」を「様式第二号」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（登録申請書等）

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書は、様式第一号によるものとする。

2 前項の登録申請書に添付すべき書類として法第十二条第二項第三号に規定する書類は、教育長が別に定める。

第九条を第十条とする。

第八条第一項第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同項第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「登録」を「登録事項」に改め、同項第三号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第二項中「公示は、岡山県公報に đăng載して」を「規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「当該博物館の設置者に資料の提出を求め、実地調査を行い、又は学識経験者等からの意見聴取」を「同条第二項において準用する法第十三条第三項の規定による意見聴取を行うほか、法第十七条の規定による当該博物館の設置者に対する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該博物館の実地調査」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第五号」を「様式第三号」に、「行う」を「、当該変更の三十日前までに行う」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次のように加える。

（定期報告）

第六条 法第十六条の規定による定期報告は、様式第四号により行うものとする。

2 前項の定期報告に当たって添付すべき書類、提出時期等については、教育長が別に定める。

第四条中「教育委員会は、法第十二条」を「岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十三条」に改め、同条中「書面審査」の下に「及び同条第三項に規定する意見聴取」を加え、「及び学識経験者等からの意見聴取」を削る。

設置者の名称
及び住所

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

様式第二号を削り、様式第一号中

名称	所在地

を

設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地

に改め、同様式を様式第二号とし、附則の次に次のように加える。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書



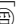
年 月 日

岡山県教育委員会 殿

申請者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第12条第1項の規定により、関係書類を添付の上、次のとおり登録を申請します。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
備 考	

様式第三号及び様式第四号を削り、様式第五号中「」を「」に改め、同様式中「」を削り、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次のように加える。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

様式第4号（第6条関係）

定期報告

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

申請者名

博物館法（昭和26年法律第285号）第16条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 運営の状況

2 その他報告事項

3 添付書類

様式第六号中「~~海~~」を「~~8~~」に、「~~海~~」を「~~海~~」に改め、同様式中「~~海~~」を削り、同様式を様式第五号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第四号

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

岡山県教育委員会

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則

学校教育法施行規則実施細則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十二条中「又は中学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）」を「、中学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）」又は義務教育学校」に改める。

第十三条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第四号様式の備考中「~~中学校~~」を「~~中学校又は義務教育学校~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の学校教育法施行規則実施細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号及び第十一条第九号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

第十号)の一部を次のように改正する。

「総括参事

第二条第一項第一号中

「総括参事

を

参事

課長

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教育政策の項3及び同表教職員の項4中「及び承認の取消し並びに休業時間の延長の承認及び短縮」を「承認の取消し及び休業時間の短縮並びに休業時間の延長、短縮及び時間帯の変更の承認」と改める。

別表第三の項中「中学校」を「中学校，義務教育学校」に改め、同表16の項中「公立中学校生徒」を「公立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒」と改め、同表17の項中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」と改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所

県費負担教職員の職の設置等に関する規程(平成十二年岡山県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第三条の表中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に、「中学校」を「中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第六条中「出勤簿（様式第一号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第九条の二中「所属長が時間外勤務代休時間指定簿（様式第一号の二）」を「教育長が別に定める様式に所属長が」に改める。

第十条中「年次休暇届出簿（様式第二号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第十一条第一項中「病気休暇申請書（様式第三号）」を「教育長が別に定める様式」に改め、同条第二項中「出勤届（様式第三号の二）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第十二条中「特別休暇申請書（様式第四号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第十二条の二第一項中「介護休暇指定期間申出書（様式第四号の二）」を「教育長が別に定める様式」に改め、同条第三項中「介護休暇承認申請書（様式第四号の三）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第十二条の三第一項中「介護時間承認申請書（様式第四号の四）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第十二条の四第一項中「子育て支援時間承認申請書（様式第四号の五）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十条第一項中「校外研修承認申請書（様式第五号）」を「教育長が別に定める様式」に改め、同条第二項中「校外研修報告書（様式第五号の二）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十一条第一項中「様式第六号又は様式第六号の二」を「様式第一号又は様式第二号」に改め、同条第四項中「様式第六号の二」を「様式第二号」に、「身分証明書交付（再交付・書換え）申請書（様式第七号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十四条第一項中「履歴書（様式第八号）」を「教育長が別に定める様式に履歴事項を記入の上、」に改め、同項ただし書中「履歴書」を「当該様式」に改め、同条第二項中「履歴事項変更届（様式第九号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十六条中「職務専念義務免除申請書（様式第十号）（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十八年岡山県人事委員会規則第十号）第二条第一号又は第二号に該当する場合は、様式第十号の二）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十七条中「営利企業への従事等許可申請書（様式第十一号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十七条の二中「兼職承認請求書（様式第十一号の二）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第二十八条中「兼職許可申請書（様式第十二号）」を「教育長が別に定める様式」に改める。

様式第一号から様式第五号の二までを削り、様式第六号を様式第一号とし、様式第六号の二を様式第二号とする。

令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

様式第七号から様式第十二号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県教育委員会職員の服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会告示第二号

「許認可事務等標準処理期間要綱（平成九年岡山県教育委員会告示第四号）を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

岡山県教育委員会

別表本庁の部生涯学習課の項中「毎10条」を「毎11条」に、「40日」を「180日」に、「第29条」を「第31条」に、「30日」を「180日」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。